

## 総合調整会議（2016. 12. 7）

○日時：平成28年12月7日（水） 午前8時50分～午前10時35分

○場所：栗東市役所3階談話室

○出席者：市長、副市長、教育長、部長等

### <会議内容>

#### 1. 市長の指示事項

##### 市長からの指示

- ・市議会12月定例会について、個人質問への答弁作成や追質問等の対応には万全の準備を行うこと。また、各議案の説明や各常任委員会の対応について、万全の準備と情報共有を行うこと。
- ・本市における日清食品株式会社の新工場の建設について、本日正式に発表される。新工場の全体概要等が判明することになるため、承知しておくこと。
- ・接遇について、窓口における書類の届出等では、事前に十分説明を行うよう、指示すること。
- ・学区別自治連合会の開催日程が決定している。懇談会に向けて適切に対応すること。
- ・野洲市で開催される全国中学校駅伝大会に、開催地枠として栗東西中学校が出走することになった。大会当日は力を出し切って走れるよう、応援してもらいたい。

#### 2. 審議事項

##### 【案件名】第2期栗東市教育振興基本計画（案）について

→ 教育総務課長から説明

- ・国において、平成18年12月に改正された教育基本法第17条第1項で、政府が国の教育の振興に係る基本的な計画を定めることが規定され、平成20年7月に「教育振興基本計画」が策定された。
- ・また、同条第2項において、地方公共団体についても、「国の計画を参酌し、地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされ、平成24年3月に義務教育、幼児教育、特別支援教育、家庭・地域との連携、生涯学習などの教育施策を網羅した「栗東市教育振興基本計画」を策定した。
- ・本市の計画は、教育基本法第17条第2項に基づく計画として、地方公共団体に策定の努力義務が課せられたもので、本市では国の「教育振興基本計画」や「滋賀県教育振興基本計画」を参酌して策定したものである。
- ・計画策定から5年を経過し、見直し年に当たることに加え、近年の社会情勢の変化あるいは教育関連法の改正等の変化という事情を加味した「第2期栗東市教育振興基本計画」を新たに策定するものである。

**区分：決定**

### 3. 報告事項

#### 【案件名】総合計画等の進行管理に係る市民アンケート調査結果について

→ 元気創造政策課長から説明

- ・平成27年度よりスタートした第五次栗東市総合計画後期基本計画の進捗状況の評価と併せ、第七次栗東市行政改革大綱の進行管理、また、平成27年3月に策定した栗東市総合戦略における重要業績評価指標に対する取り組みの達成状況について、外部委員会等における評価・検証材料とするため、10月14日から31日までを調査期間として市民アンケート調査を実施した。そのアンケート調査の結果概要について、報告を行うものである。

**区分：了解**

#### 【案件名】新地方公会計制度に伴う報告について

→ 財政課長から説明

- ・地方公共団体は普通会計および公営企業などを含めた連結ベースでの財務書類4表を毎年整備、開示している。これらを整備する意義は、市の保有する資産の正確な把握および有効活用であり、各団体においては、財務書類4表の具体的な活用を見据えた取り組みにしていくことが重要である。
- ・国の動きとして、平成26年6月24日閣議決定により、「地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。」とされており、平成27年度からの3年間で統一的な基準による財務書類の作成が要請されている。
- ・本市では、現在、決算統計数値を用いた「総務省改訂方式」という簡便法により作成しているが、平成28年度決算より、固定資産台帳のデータを用い、新たな基準に基づいた財務書類を作成するものである。

**区分：了解**

#### 【案件名】平成28年度冬季における節電の取り組みについて

→ 総務部長から説明

- ・平成28年度夏における節電について、平成22年度比マイナス11%の目標値に対して、マイナス3.3%の実績値となり、目標を達成することができない結果となった。

- ・国が発表した12月から3月の冬季における電力需給見通しについては、全エリアで電力の安定供給に最低限必要な予備率3%以上を確保できる見通しではあるが、企業や家庭での節電への取り組みを盛り込んだ内容での要請があったところである。
- ・今年度の冬季の節電については、年間の節電目標は対平成22年度と比較して、マイナス8%の達成にむけた取り組みを行う。ただし、節電を取り組むにあたっては、施設利用者や園児・児童・生徒等の保健衛生面や安全面等に配慮し、また、業務の支障とならない範囲での取り組みとする。

**区分：了解**

### 【案件名】栗東市役所庁舎等電力需給契約にかかる一般競争入札（郵便入札）の執行について

→ 総務部長から説明

- ・市役所庁舎等の全24施設で使用する電力供給に伴う一般競争入札の執行について、報告するものである。

**区分：了解**

### 【案件名】栗東市業務量調査等支援業務について

→ 総務課長から説明

- ・本市では、これまで数次にわたる行財政改革により、着実に職員数の削減に取り組んできており、平成26年4月までの10年間で56人の削減を行っている。また、類似団体との比較においても、普通会計における平成27年4月1日現在の人口1万人あたりの職員数は61.58人と少なくなっている。
- ・一方で、平成27年度から第五次栗東市総合計画後期基本計画とともに、第七次栗東市行政改革大綱を策定し、従来までの「抑制型」改革だけでなく、新たな魅力や活力が創出され、豊かな市民の暮らしの実現をめざす「プラス創造型改革」に取り組み、様々な課題に対して迅速かつ的確な対応をすることとしている。
- ・これらの背景を踏まえ、定員適正化計画の策定にあたり、業務量に基づく適正な職員数を反映した計画とともに、その得られた業務量を把握・分析することで、業務や組織レベルでの改革・改善等に結び付け、あわせて組織機構改革の基礎資料とするために実施したものである。
- ・各課において、所管している業務の執行にどのくらい時間がかかっているかを把握し、可視化を行う業務量調査を実施するとともに、類似団体等との比較を行った。また、課長等へのヒアリングを通じ、数値のみでは判断できない内容について、補足的な検討を踏まえて、取りまとめたものである。

[市民部長]

- ・これは業務量調査の支援業務報告を取りまとめたものなのか。

[総務課長]

- ・業務量調査の結果について、業務支援委託業者の見地から一定の考察を行っており、この結果を踏まえて、定員適正化計画の策定を行っていくものである。

[環境経済部長]

- ・現状の職員の配置人の過不足状況など、今後の人員配置に差し障りとならないのか。数字だけをもって判断するべきではない。

[健康福祉部長]

- ・同じ業務量時間でも、手順や手続きが決まりきった事務処理の場合と、高度な専門知識を要する事務がある。類似団体との比較についても、今後、市の政策判断で重点的に取り組む必要のある事業である場合は、他団体よりも業務が増えることも考えられる。

[総務課長]

- ・今回の調査では、一定の線引きにより前提条件を設けて調査を行っている。それをしなければ膨大な時間もかかることから、職員個々の能力まで含めて調査を行っていない。今後の課題であると考えている。

[市長]

- ・今回の調査結果を踏まえて、検討を行っていくことになる。各部における課題等に対して、どのように対応していくのか、今後も必要に応じて意見をもらいたい。

## 区分：了解

### 【案件名】同和対策事業における個人施策の見直しについて

→ 総務部長から説明

- ・国では、これまでの同和対策事業により、全体的に生活実態は改善・向上し生活環境の整備を中心とする物的事業は成果を収めたとして、平成14年3月地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律が終了した。
- ・依然として予断と偏見による差別事象が発生していることや教育・就労等の面で課題が残されていることから、課題解決には、一般対策で対応し、同和教育・啓発は、人権教育・啓発により推進するとした基本方針が示されている。
- ・本市の個人施策については、これまでの地域の実情を踏まえながら、段階的に一般施策化へ取り組んできたが、施策の社会的合意、公平性の観点から見直しのため、地域との協議を重ね、平成29年度末をもって、全ての個人施策を終結し、一般施策へと移行するものである。

[市長]

- ・関係者や団体等への事前調整は行っているのか。

[総務部長]

- ・事前の調整はできている。

**区分：了解**

### 【案件名】介護予防・日常生活支援総合事業の参画にかかる意向調査（第2次）結果について

→ 健康福祉部長から説明

- ・平成29年4月1日から実施予定の介護予防・日常生活支援総合事業について、事業所向け説明会を開催し、参画にかかる意向を調査した。その結果について、報告するものである。

[市民部長]

- ・それぞれのサービスの利用見込み人数に対して、受け入れ可能人数は充足しているとのことだが、利用見込み人数は市内の被保険者の人数から算定しており、市外の施設を利用される方もいると思うが、市外から利用される方の人数も踏まえると、受け入れ可能人数にそれ程の余裕はないのではないか。

[健康福祉部長]

- ・意向が未定となっている事業者もいるため、現段階では確定したものではない。

**区分：了解**

### 【案件名】後継プランの進捗について

→ 建設部長兼上下水道事業所長から説明

- ・下鉤出庭線2工区について、未整備区間の道路整備工事を12月に下旬に入札を行い、工事に着手していく。

[市長]

- ・下鉤出庭線と片岡栗東線の交差部について、信号機の設置等の協議は行っているのか。

[建設部長兼上下水道事業所長]

- ・協議は行っていないが、今後、関係機関と調整して進めていく。

**区分：了解**

## 【案件名】草津川跡地（区間6）活用検討懇話会の結果について

→ 建設部長兼上下水道事業所長から説明

- ・平成14年に草津川新線へ付け替えとなったことにより廃川となった旧草津川については、草津市が策定した跡地利用基本構想・計画により防災道路・公園といった利用に向け整備が進められているが、本市域が一部かかる草津川跡地（区間6）については、両市による調整により進めるとされており、平成27年度より沿線住民による懇話会方式にて跡地利用の検討を開始し、平成28年10月6日に開催した第三回懇話会にて道路・堤体・広場について一定の方向性をまとめることができたため、懇話会の内容と合わせ跡地利用について報告するものである。

区分：了解

## 【案件名】中学生の通学用ヘルメットについて

→ 学校教育課長から説明

- ・10月1日から施行された「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」には、第10条において「保護者は、その保護する幼児、児童または生徒が自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。」と規定されており、また、第9条において、「県は、学校において児童および生徒に対する発達の段階に応じた自転車交通安全教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。
- ・このため、通学等で自転車に乗車する機会が多い中学生について、関係機関との調整と協議を行い、平成29年度からヘルメットの着用を啓発することとなったことから、基本的な考え方や経過等を報告するものである。

[環境経済部長]

- ・ヘルメットの購入は自己負担にするとのことだが、近隣他市の状況はどうか。まちの将来を担ってもら子ども達のために、全額公費負担にすることは検討していないのか。

[教育部長]

- ・野洲市は1,000円の一部公費負担、甲賀市は全額公費負担、守山市は全額自己負担である。

[学校教育課長]

- ・関係機関と協議を行ったが、市内生徒数の内、約10パーセントが市外の私立中学校等へ進学しており、自転車や公共交通機関で通学していることから、市内の公立中学校の生徒だけに公費負担をすることにも公平性が保てないこと、ヘルメットが比較的安価であることなどを総合的に判断し、自己負担してもらうという結論に至った。

区分：了解

#### 4. 閉会

##### 副市長からの挨拶

- ・市議会12月定例会について、答弁案の作成や各常任委員会での説明を適切に行うこと。また、今回の案件を議会へ説明することになるが、簡潔明瞭に説明すること。
- ・接遇について、来庁者が何を求められているのか、丁寧に聞き取り手続き等を適切に対応すること。

以上